

第IV章

安心して働くための制度



Q こんな時どうする？（参考ページ）

- Q 仕事中にケガをし、健康保険で治療するように会社から言
われた（p53）
- Q つわりやむくみがひどいので勤務時間を減らしてほしい（p49）
- Q 育児休業（育休）って男性でも取れるの？（p59～60）

いざという時に役に立つ
社会保険や育児休業などのことを知ろう！

1 社会保険制度

社会保険制度とは、国・事業主・労働者がそれぞれ保険料を負担し、労働者やその家族（被扶養者）の病気やけが、失業、老後の生活などに備え、助けあう制度です。

- 仕事中にけがをしたとき
- 通勤途中にけがをしたとき
- 仕事中のけがで障がいが残ったとき



ろうさい
**労災
保険**

- 会社を辞めたとき
- 育児休業をするとき
- 職業訓練やスキルアップをするとき



こよう
**雇用
保険**

- 病気やけがをして病院にかかったとき
- 出産のとき
- 病気で働けないとき



けんこう
**健康
保険**

- 年を取ったとき
- 病気やけがをして障がいが残ったとき



こうせいねんきん
**厚生年金
保険**

POINT

**社会保険制度は、
安心して暮らしていくための制度です**

社会保険制度の一覧

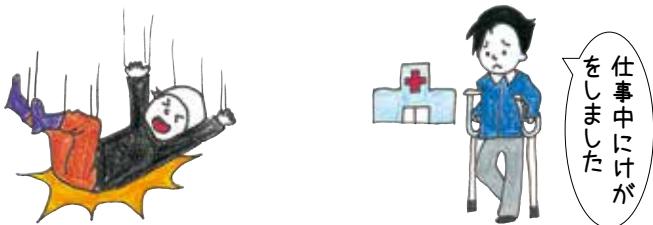
受けられる給付	事業所の加入基準	適用になる人(被保険者要件)	保険料負担	個人が保管しておくもの・問合せ窓口
<ul style="list-style-type: none"> 療養補償給付 休業補償給付 障害補償給付 通勤災害に係る給付など 		全ての労働者(パート、アルバイトも含む)	事業主が全額負担	<p>保管するものなし</p> <p>相談窓口 労働基準監督署 p66参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> 失業給付 再就職手当 就業手当 教育訓練給付 育児介護休業給付 高年齢雇用継続給付など 	労働者を一人でも雇っていれば加入義務あり	週20時間以上で31日以上の雇用見込みがある方		<p>雇用保険被保険者証</p>  <p>相談窓口 公共職業安定所(ハローワーク) p66参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> 療養給付 傷病手当金 出産手当金 出産育児一時金など 	すべての法人事業所と常時従業員5人以上の個人事業所は加入義務あり	1週の所定労働時間及び1か月の労働日数が、その職場で働く労働者の4分の3以上である方	事業主と労働者が負担 保険料は給料から差し引かれます	<p>健康保険証</p>  <p>相談窓口 全国健康保険協会(協会けんほ) 会社が加入する健康保険組合 p66参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> 老齢厚生年金 障害厚生年金 障害手当金 遺族厚生年金など 		試用期間中でも要件に該当すれば勤務開始日から被保険者です		<p>年金手帳(青色)</p>  <p>相談窓口 年金事務所 p66参照</p>

※：自営業・公務員他は、保険の名称や取扱いが異なります。

※：事業所の加入基準や被保険者要件には例外もあります。

(1) 仕事中にけがをしたら (労災保険)

労災保険は、労働者が業務上や通勤途中にけがや病気をしたとき、またそれが原因で障がいが残ったり、亡くなったりした時に給付される保険です。正社員・パート・アルバイト・派遣社員など、雇用形態にかかわらず労災保険が適用されます。医療機関を受診する時は、窓口できちんと説明しましょう！



相談・問合せ窓口 労働基準監督署 p66参照

(2) 失業したら (雇用保険)

雇用保険の失業給付は、雇用保険の被保険者が会社を辞めてしまった時に、**失業中の生活を支えるために給付**されます。

失業給付は、会社を辞めた全ての被保険者がもらえるわけではなく、受給するためには下記の要件を満たす必要があります。



失業給付の受給要件

①雇用保険の被保険者であった方

離職した日以前の2年間に、雇用保険の被保険者期間が**12か月以上**（右表1）

ただし、倒産・解雇等によって突然離職を余儀なくされた場合は、離職した日以前の1年間に6か月以上の被保険者期間があれば可（右表2）。



②再就職の意思と能力がある

③ハローワークで求職の申込みをしている

離職理由と失業給付日数

雇用保険の失業給付日数は、**離職の理由**、**離職の日の年齢**および**雇用された期間**等により決まります。

表1 一般の離職者 (表2、表3以外の全ての離職者。定年退職や自己の意志で離職した方)

被保険者であった期間	10年未満	10年以上	20年以上
失業給付日数	90日	120日	150日

表2 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方

被保険者であった期間 離職時年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

表3 就職困難者 (身体障がい者、知的障がい者及び精神障がいの方等が含まれます。)

被保険者であった期間 離職時年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

POINT

失業給付を受けるとき

- 離職理由によっては、給付日数が手厚くなったり、給付の開始が遅くなる（給付制限※）こともある。
- 離職票をもらったら、離職理由を確認すること。
- 離職理由が異なっていたら、ハローワークに申立てよう！

IV
労災・雇用
(失業給付)

※給付制限：自分の都合で退職した場合などに、失業給付の支給が一時的に制限されること。

相談・問合せ窓口 ハローワーク p66参照

(3) 休日にけがをしたら (健康保険)

健康保険は、労働者やその家族が病気やけがをした時や、出産の時、亡くなつた時に給付される保険で、生活の安定を図ることを目的とした制度です。健康保険は民間企業に雇用される人が加入しますが、この他に自営業の人が加入する国民健康保険、公務員などの共済組合があります。

傷病手当金 ~病気やけがで働けない場合~

「レジャーで骨折した。」「自宅療養することになった。」など、私傷病により働くことができない時があります。会社を中長期間休むと給料がなくなり、生活が困窮してきます。そんな時、健康保険の被保険者であれば、傷病手当金の給付制度が活用できます。



標準報酬日額^{※1} × 3分の2 × 休業日数^{※2}

4日目から
受給

※1 社会保険料を決める際の給与額（標準報酬月額）を30で割った数値

※2 受給し始めてから1年6か月まで支給され、1年以上の加入期間があれば退職後上限まで受給

社会保険の適用関係図

被保険者となる人 = 適用事業所に使用される全ての人

1週の所定労働時間 } が一般従業員の
1か月の所定労働日数 } 4分の3以上あるか？

3/4以上

3/4未満

家族に社会保険の被保険者がいる場合

- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上
- ③1年以上の雇用見込
- ④学生は除外
- ⑤従業員規模501人以上の企業

年収
130万円以上

年収130万円未満

家族の被保険者年収の
半分以上

健康保険
被扶養者

国民年金
第1号被保険者

健康保険被保険者

厚生年金被保険者
(国民年金第2号被保険者)

国民健康保険被保険者

国民年金第1号被保険者

パート・アルバイトも要件を満たせば被保険者となる

配偶者の場合は
第3号被保険者

社会保険の扶養と税金の扶養

健康保険（協会けんぽの場合）		所 得 税
範 囲	3親等内の親族	6親等内の血族及び3親等内の姻族
同 居 年 齢	親族の範囲によっては同居が必要、75歳未満	原則、同居（生計が一緒であれば別居も可）、16歳以上
年 収	この先1年間 130万円未満※3（通勤手当含む）かつ、 年収の半分未満。 別居は収入が仕送り額未満。 ※3 障がい者・60歳以上は180万未満	その年の1月～12月 103万円以下（非課税分の通勤手当を除く） （配偶者の収入が、201.6万円までは税金の控除が受けられる（150万円を超えると配偶者特別控除が段階的に減少）

例 夫の給与収入が1,095万円以下の場合

夫	所得税	配偶者控除（38万円）	配偶者特別控除（最高38万円）が受けられる	
	扶養控除	扶養控除が受けられない		
妻 扶 養 な し	所得税	非課税	課 税	
	健康保険	国民健康保険	社会保険（自身）（従業員500人超）	
	住民税	社会保険（夫）の扶養	社会保険（自身）	
年収（給与収入）		93万	103万	106万
		130万	150万	201.6万
子 勤20 労歳 学以 生上 の	所得税	非課税	親の扶養親族から外れる	
	健康保険	国民健康保険	課 税	
	住民税	社会保険（親）の扶養	社会保険（自身）	

※4 非課税限度額は市町村による（鳥取市：96.5万円）。住民税非課税世帯は、世帯全員の状況で判断されます。

POINT



1. 年収が103万円（学生は130万円）までは、所得税はかかるないので、確定申告をして払いすぎている税金を返してもらいましょう！
2. 税金や保険の扶養になっている方は、収入がオーバーすると扶養から外れるので、家族で話し合いましょう！

(4) 年を取つたら (厚生年金保険)

厚生年金保険は、労働者の老後の生活保障や現役時代に病気やけがをして障がいが残った時、亡くなった時に給付される保険です。

国民年金の基礎年金に上乗せして保険料を納付します。



公的年金制度のしくみ

公的年金は、日本国内に住んでいるすべての20歳以上60歳未満の人が加入する**国民年金（基礎年金）**がベースとなっており、その上に民間企業で働く会社員や公務員等が加入する**厚生年金保険**で構成されています（2階建てのしくみ）。



第1号被保険者…日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農業・漁業・商業等の自営業の人および学生等
第2号被保険者…厚生年金（会社員、公務員等）の加入者

※第2号被保険者は、国民年金に自動的に加入しています。

第3号被保険者…厚生年金の加入者に扶養され日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の配偶者

POINT

公的年金制度は 老後だけの安心制度ではありません

公的年金制度は、若い時、不慮の事故や病気等で身体に障がいが残り働けなくなった時の生活保障としての役割もあります！

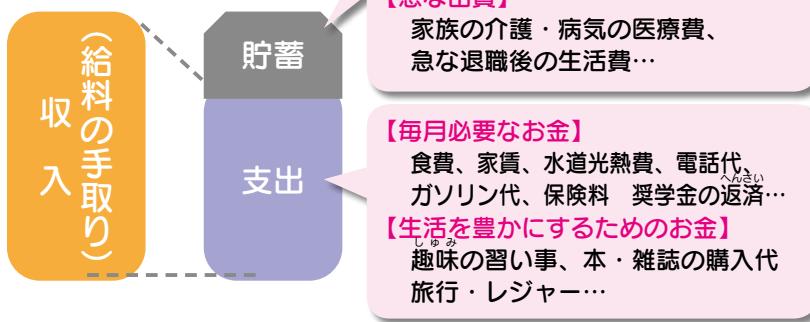
「将来に希望が持てないから保険料を払わない」とか「私は長生きしないから」といった理由で国民年金の保険料を納めていないと、いざという時に大変なことになります！ どうしても払えない場合は、免除制度もあるので、まずは市町村役場に相談してみよう！

相談・問合せ窓口 市町村役場、年金事務所 p66参照

コラム

自立した暮らしをするための“お金の使い方”

生活に係る毎月決まったお金に加えて、急な出費もつきものです。いざという時のために、貯蓄に励み、ローコスト生活に耐えられる生活力を身につけておこう！



POINT

- ①収入よりも支出が上回らないこと
- ②貯蓄は、給料日口座引き落として無理なく！
- ③クレジットカードやスマホ決済は便利ですが、使い過ぎに注意！

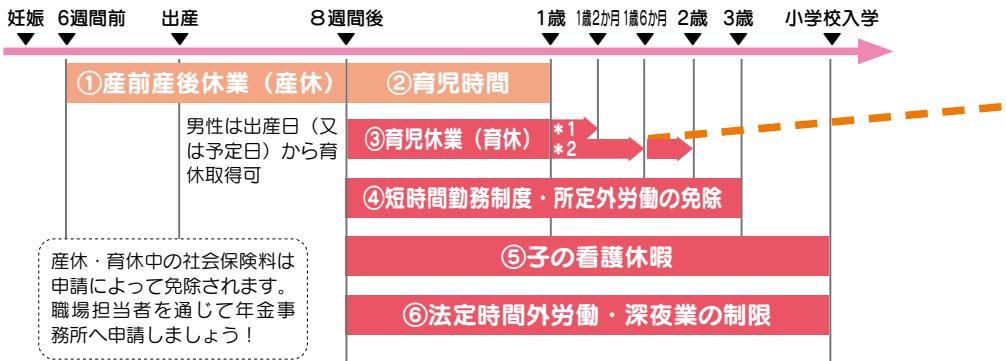
現金の残高を気にしないため、使い過ぎる傾向があります。預金残高を把握して上手に活用しましょう。

長い将来を考えると、様々なイベントが必ず訪れます。計画的な生活設計を早いうちから考えておこう！

貯蓄の
目安は
月収の1割

2 仕事と家庭両立のための制度

出産・育児をするとき



①産前産後休業（産休） (労働基準法第65条)

出産前後に仕事を休める制度で、産前は6週間（双子以上は産前14週間）、産後は8週間休業できます。出産予定の女性労働者は誰でも取得できます。



産後も
使用できます

参考 “利用しましょう！母健連絡カード” p49参照

●出産育児一時金（家族出産育児一時金）

妊娠や出産では健康保険が使えないため、全額自己負担になります。まとまった支出となる出産費用の一部を助成してくれる制度です。

- ◎ 産科医療補償制度に加入する病院等 **原則42万円**
- ◎ 上記以外の病院 **原則40万4千円**

●出産手当金

法律で定められた産休中（産前42日産後56日）の生活を支えるための給付で、仕事に復帰するママのための制度です。

標準報酬日額×3分の2×産休日数分

※標準報酬日額：社会保険料を決める際の給与額（標準報酬月額）を30で割った数値

問合せ窓口 | 健康保険組合 協会けんぽ p66参照

②育児時間 (労働基準法第67条)

子どもが1歳になるまでは、授乳・育児などのために1日2回各々少なくとも30分ずつの育児時間を請求することができます。

③育児休業（育休）いくきゅう（育児介護休業法第5条～第9条の2）

1歳に満たない子を養育するために一定期間休業できる制度で、母親・父親どちらでも希望する期間を休業できます。

- * 1：父母が両方とも休業すれば最大1歳2か月まで延長可能（パパ・ママ育休プラス）。
- * 2：保育所に入れない等の理由があれば1歳6か月まで休業の延長可能。また1歳6か月以降も、保育所に入れない等の場合は、最長2歳まで再延長可能。

男性、女性労働者ともに取得できますが、勤続年数が1年未満の場合は取得できないことがあるので、就業規則等で確認しましょう。

また、パートなどの有期契約者の場合は要件があります（p62参照）。

●育児休業給付金

雇用保険の被保険者が、育児休業を取得して賃金が一定水準を下回った場合に支給されます。

- ◎育休開始から180日目～休業開始時の賃金日額×支給日数×67%
- ◎181日目～……………休業開始時の賃金日額×支給日数×50%

問合せ窓口 ハローワーク p66参照

④育児短時間勤務・所定外労働（残業）の免除（育児介護休業法第23条、第16条の8）

3歳未満の子を養育する労働者が希望すれば短時間勤務制度（1日原則6時間）を設けなければなりません。また子どもが3歳に達するまで残業免除の措置を受けることができます。

⑤子の看護休暇（育児介護休業法第6条の2～3）

病気・けがをした小学校就学前の子の看護のための休暇制度です。子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日まで休暇が取れ、半日単位での取得もできます。※2021.1月からは時間単位での取得も可能



⑥法定時間外労働・深夜業の制限（育児介護休業法第17条、第19条）

小学校就学前の子を養育する一定の男女労働者が希望すれば、1か月24時間、1年150時間を超える法定時間外労働や深夜労働（午後10時～午前5時）の免除の措置を受けることができます。

相談窓口 労働局雇用環境・均等室（指導担当） p65参照

介護をするとき

◆介護休業 (育児介護休業法第11条～第15条)

要介護状態にある家族を介護するために一定期間休業できる制度です。対象家族1人につき、通算して93日まで3回を上限として、休業を分割して取得できます。



●介護休業給付金

雇用保険の被保険者が、介護休業を取得して賃金が一定水準を下回った場合に支給されます。

休業開始時の賃金日額×支給日数×67%

問合せ窓口 ハローワーク p66参照

◆介護休暇 (育児介護休業法第16条の5～6)

要介護状態にある家族の介護その他の世話（通院等の付き添い、必要な手続きの代行など）を行うための休暇制度です。対象家族が1人であれば、年5日、2人以上であれば年10日まで休暇が取れ、半日単位での取得もできます。※2021.1月からは時間単位での取得も可能

◆介護のための短縮勤務等の措置 (育児介護休業法第23条の3)

要介護状態にある家族を介護する労働者は、所定労働時間の短縮措置等（右表参照）を利用することができます。介護休業とは別に利用開始から3年間で2回以上利用可能です。

- 所定労働時間の短縮措置
- フレックスタイム制度
- 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

◆介護のための所定外労働（残業）の免除 (育児介護休業法第16条の9第1項)

要介護状態にある家族を介護する労働者は、所定外労働の免除を対象家族1人につき介護終了までの期間、請求することができます。

POINT

制度利用の対象可能な労働者かどうか、就業規則等で確認しておこう！

パートなどの有期契約者の育休・介護休業の取得要件

パートなどの有期契約で働く労働者も、以下の要件に該当すれば、育児休業や介護休業等、両立支援制度を活用することができます。

育児休業の取得要件

- 申出時点で、同一事業主に1年以上継続雇用されていること **かつ**
- 子が1歳6か月までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと



介護休業の取得要件

- 申出時点で、同一事業主に1年以上継続雇用されていること **かつ**
- 介護休業を取得する日から起算して、93日+6か月が経過する日までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

制度を上手に活用して、働き続けてみませんか？

POINT

休業・休暇を取得する時

- 労働者の方から休業・休暇を取得したいことを申し出ること。
- 取得要件[※]や休業・休暇中の賃金（有給・無給）については、会社の就業規則で確認すること。
- 休業・休暇の前後には、上司や同僚にあいさつや感謝の気持ちを伝えよう！

権利を主張するばかりでは、いざという時に助けてもらえないかもしれません。日頃からのコミュニケーションを大切に！

あなたも大変ですね！



いつも助けてくれてありがとうございます。

参考

退職時における保険等の変更手続き

会社にいるときは総務担当者が、社員皆さんの社会保険等の手続きをすべて行ってくれましたが、退職したら自分で手続きを行わなければなりません。

	退職前にすること	退職後の手続き	
		再就職先が未定の場合	再就職先が決まっている場合
再就職の申請の失業給付	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証を準備	<input type="checkbox"/> 会社から 離職票 を受け取って、 ハローワーク で失業給付・再就職の申込み手続き	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証を再就職先へ提出（再就職先の手続き）
医療保険	<input type="checkbox"/> 健康保険証を会社へ返却（退職日） <input type="checkbox"/> 家族の扶養に入る場合は、念のため退職証明書 を会社から受取っておく	以下のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 国民健康保険へ加入する場合は 市町村役場 で手続き（14日以内） <input type="checkbox"/> 健康保険の任意継続 をする場合は 協会けんぽ や 前職の健康保険組合 で手続き（20日以内） <input type="checkbox"/> 家族（社会保険の被保険者）の扶養に入る場合は、その家族の会社 を経由して手続き（5日以内） <div style="background-color: #fce4ec; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> * 配偶者の場合は、年金の第3号被保険者の手続きも同時にを行う * 退職証明書もしくは離職票のコピーを提出 </div>	<input type="checkbox"/> 再就職先が手続きし、後日健康保険証を受取る
公的年金	<input type="checkbox"/> 年金手帳を準備	<input type="checkbox"/> 国民年金（第1号被保険者）の手続きは 市町村役場 （14日以内） <input type="checkbox"/> 老齢年金の給付 手続きは 年金事務所	<input type="checkbox"/> 年金手帳を再就職先へ提出（再就職先の総務が手続き）
所得税	<input type="checkbox"/> 会社から 源泉徴収票 を受取る	<input type="checkbox"/> 2月16日～3月15日の期間に住所地を所轄する 税務署 で 確定申告	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票を再就職先へ出し、再就職先で年末調整を行う

該当しない場合もありますので、お住まいの市町村役場や所轄する行政機関へお問い合わせください。

POINT

再就職先が未定の方は、自分で手続きを！